

岡山県動物愛護推進協議会設置要綱(案)

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の規定に基づき、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議等を行うため、岡山県動物愛護推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること
- 二 動物愛護推進員の活動支援に関すること
- 三 動物の適正飼養及び愛護関係事業への協力
- 四 その他前各号の目的を達成するために必要な事務

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 獣医師団体
- 三 動物愛護団体
- 四 関係行政団体
- 五 その他知事が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第5条 協議会には、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長が招集し、議長となる。

2 座長が会議を開催するいとまがないと認めるとき又はやむを得ない事情があると認めるときは、持ち回りの方法により議事及び決議を行うことができる。

(関係者の出席要請等)

第7条 座長は、協議会が必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、岡山県動物愛護センターにおいて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

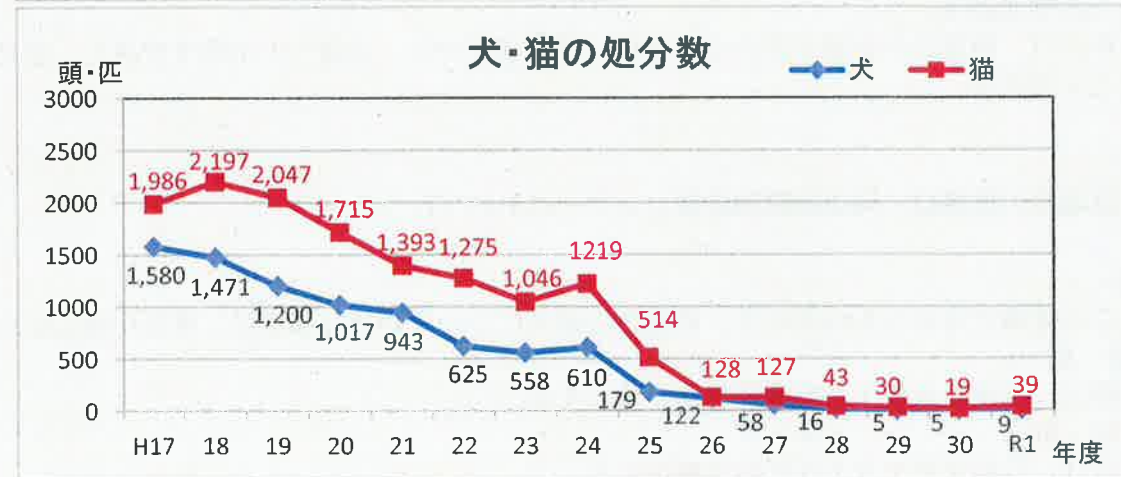
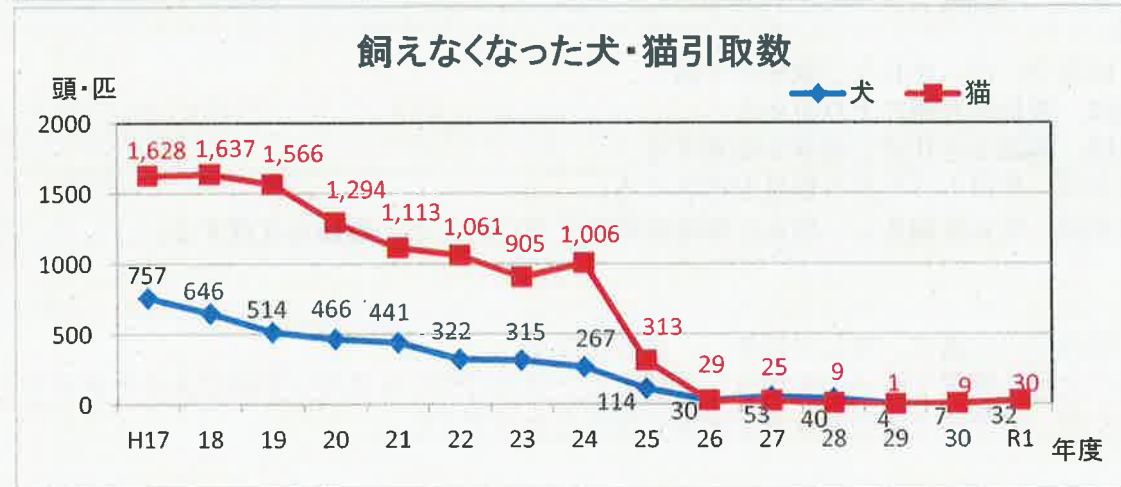
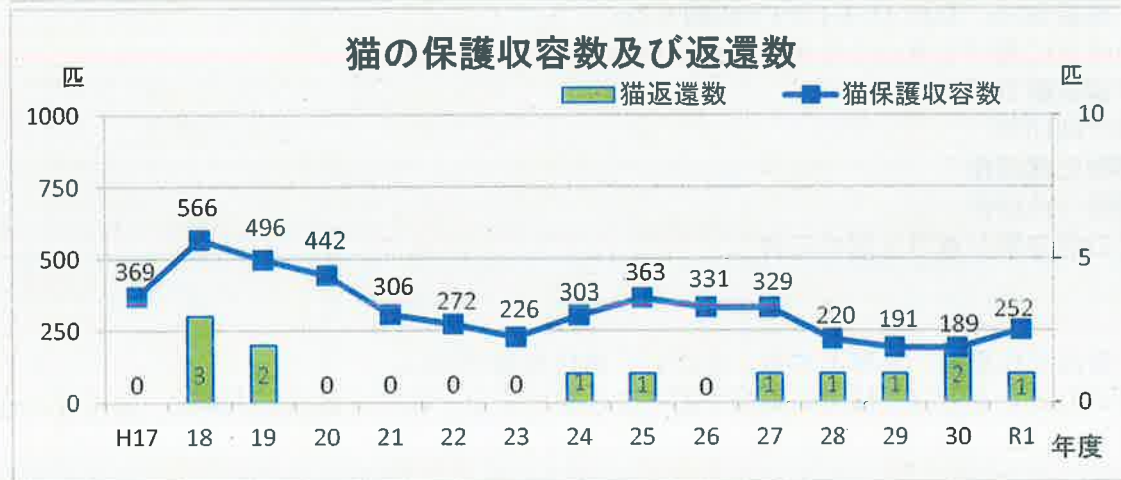
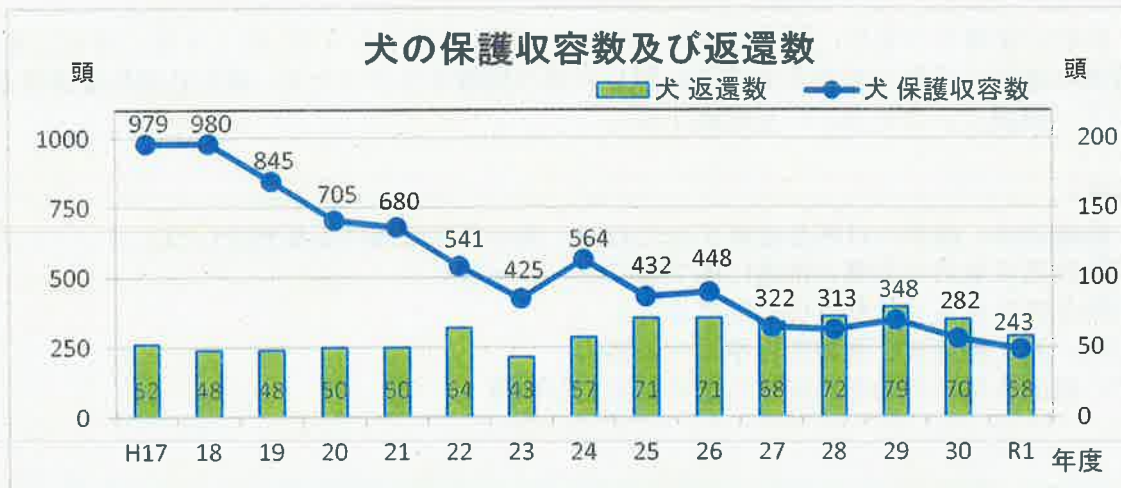
附 則

この要綱は、平成19年11月28日から施行する。

附 則

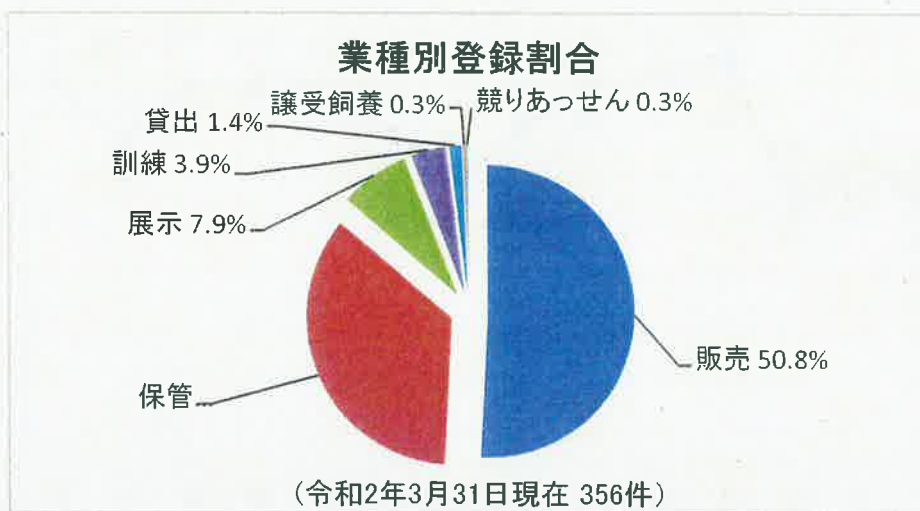
この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

議事（1）岡山県動物愛護センターの現状について



○第1種動物取扱業登録件数及び業種別登録割合

	販売	貸出	保管	訓練	展示	譲受飼養	競りあつせん	総件数
登録	181	5	126	14	28	1	1	356

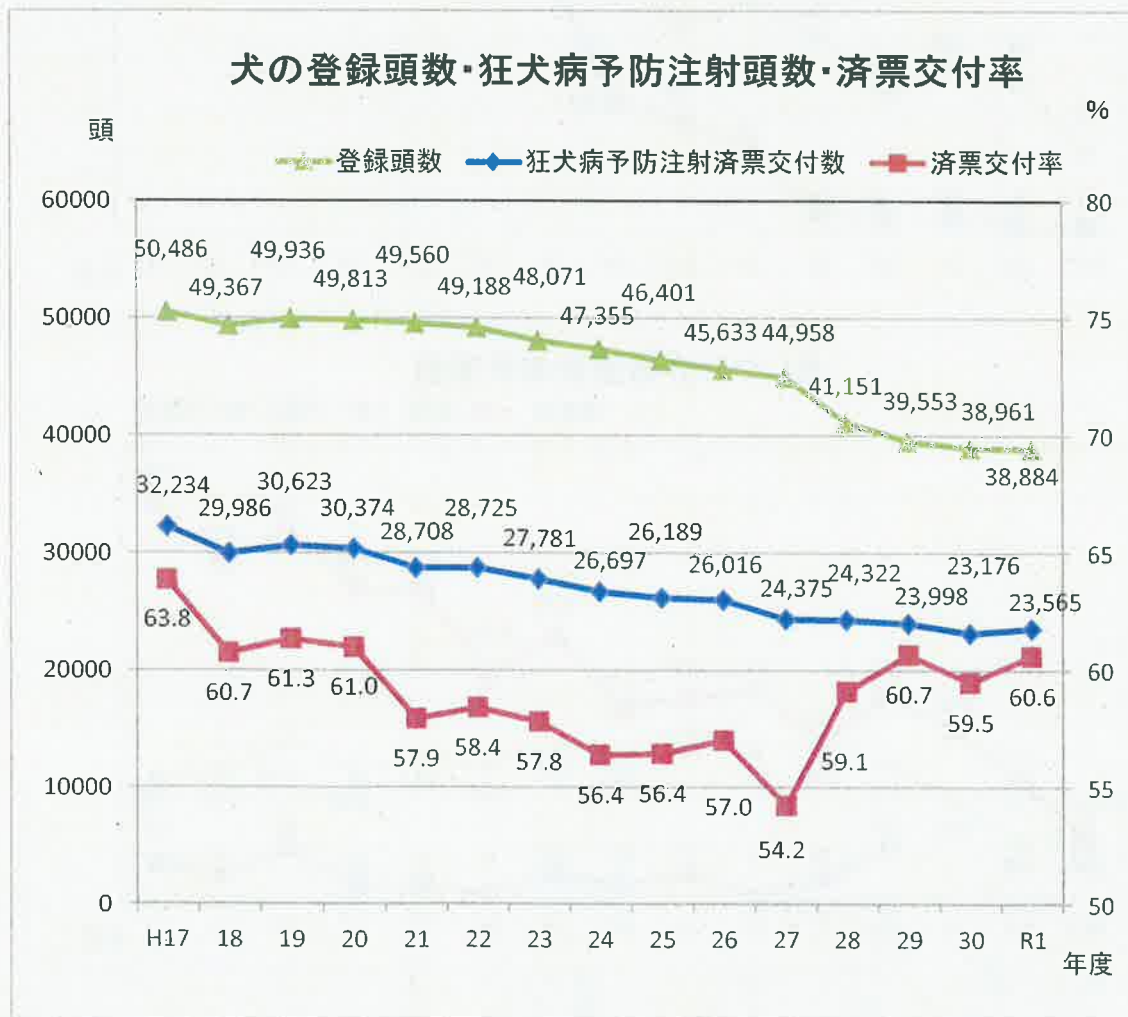


○特定動物の種類及び許可施設数

(令和2年3月31日現在)

動物種類	ニホンザル	ワニガメ	ボアコン ストリク	イヌワシ	計
許可施設数	4	6	1	1	12
飼養頭数	14	8	3	1	26

○犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数(狂犬病予防注射済票交付数・済票交付率)



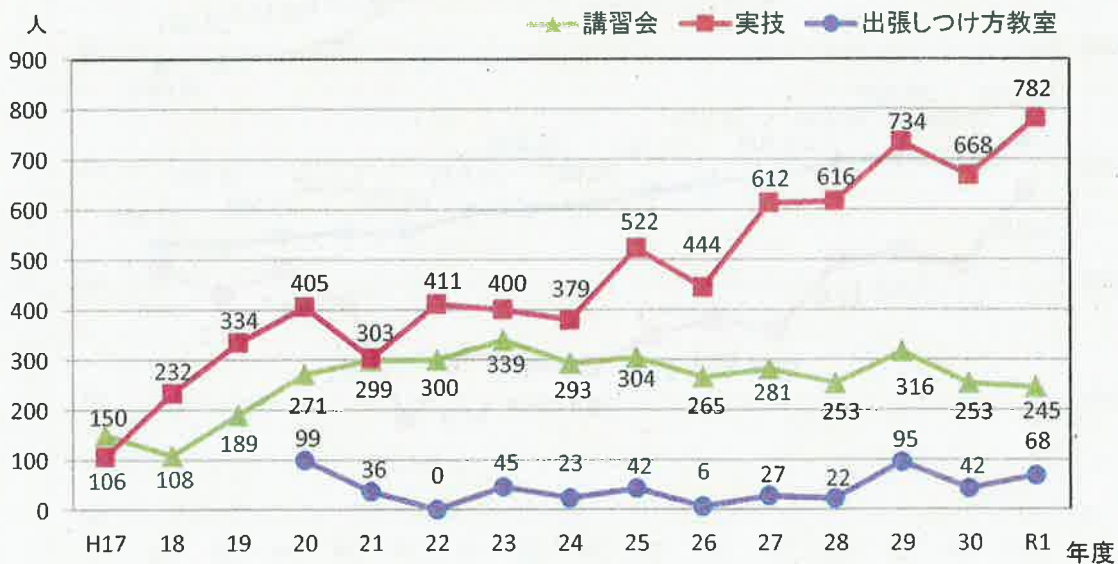
犬・猫の譲渡事業実績



犬・猫の譲渡数実績



犬しつけ方教室参加者実績



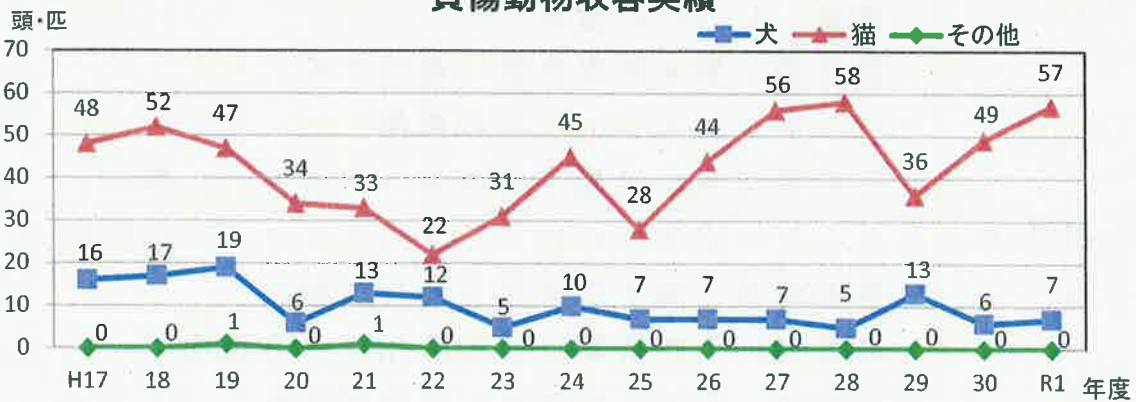
動物ふれあい教室実績



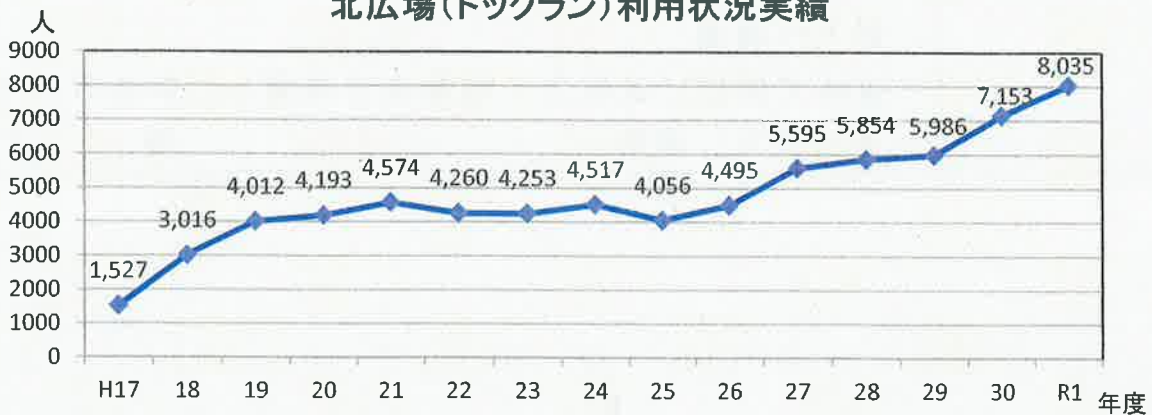
出張ふれあい教室実績



負傷動物收容実績



北広場(ドックラン)利用状況実績



議事（２） 岡山県動物愛護推進員活動について

岡山県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、現在 62 名の方に動物愛護推進員を委嘱しており、地域における動物の適正飼養に関する指導・助言のほか、自治体等が行う動物愛護週間行事や動物しつけ方教室等で協力活動をお願いしている。

1 動物愛護推進員の活動内容

	活 動 内 容
市町村職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民からの苦情、相談に対して適正飼養の説明 ・ 市町村の広報誌掲載、放送等による啓発 ・ 啓発資材を作成し、集合注射時や窓口で配布 ・ 未登録犬の所有者宅訪問 ・ 幼稚園、保育園でのふれあい教室実施 等
獣医師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狂犬病予防、混合ワクチン、フィラリア症予防、ノミ・ダニの予防に関する啓発 ・ 動物由来感染症に関する注意事項の説明 ・ 食事、しつけの指導 ・ 野良猫の繁殖制限措置（避妊手術） ・ ペットフェスティバルの開催 ・ 行政機関等が実施する事業への協力 等
動物愛護団 体会員	<ul style="list-style-type: none"> ・ センター譲渡会の紹介、フェスティバルへの協力 ・ 動物愛護に関する研修会等への参加 ・ 野良猫の不妊措置及び近隣住民への説明 ・ ブログ、SNSを使用した啓発活動 ・ 団体の活動で犬猫を保護し、新たな飼い主を募集し個人へ譲渡 ・ 団体で独自に譲渡会や勉強会を開催し、参加者にアドバイス、説明 等

2 令和元年度活動報告

(1) 委嘱人数（令和2年3月31日現在）62名

[内訳 市町村職員 29名 獣医師 11名 動物愛護団体会員 22名]

(2) 平成31年4月1日～令和2年3月31日までの活動実績

【動物愛護センター事業への協力状況】

・動物愛護推進員研修会（8/22）	35名
・動物愛護週間街頭キャンペーン（9/20）	8名
・第14回岡山県動物愛護フェスティバル（10/27）	20名
・犬のしつけ方フォローアップ教室及び譲渡犬交流会（3/7）	中止
・動物ふれあい教室、しつけ方教室、他協力	延べ人数7名

【独自活動の内容】

・動物の愛護及び適正飼養等の普及啓発	1,465件 (報告者36名)
・繁殖制限措置に関する助言	970件 (報告者20名)
・譲渡のあっせん	462件 (報告者13名)

3 令和2年度活動予定

(1) 委嘱内定人数（令和2年6月30日現在）62名

[内訳 市町村職員 29名 獣医師 11名 動物愛護団体会員 22名]

(2) 動物愛護推進員研修会（8月20日(木)）

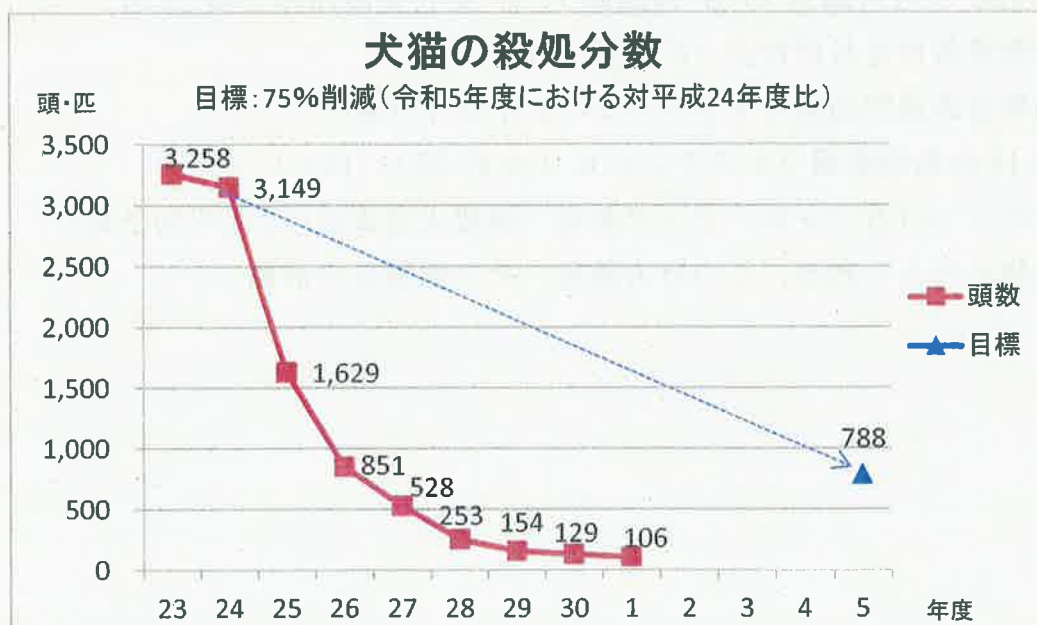
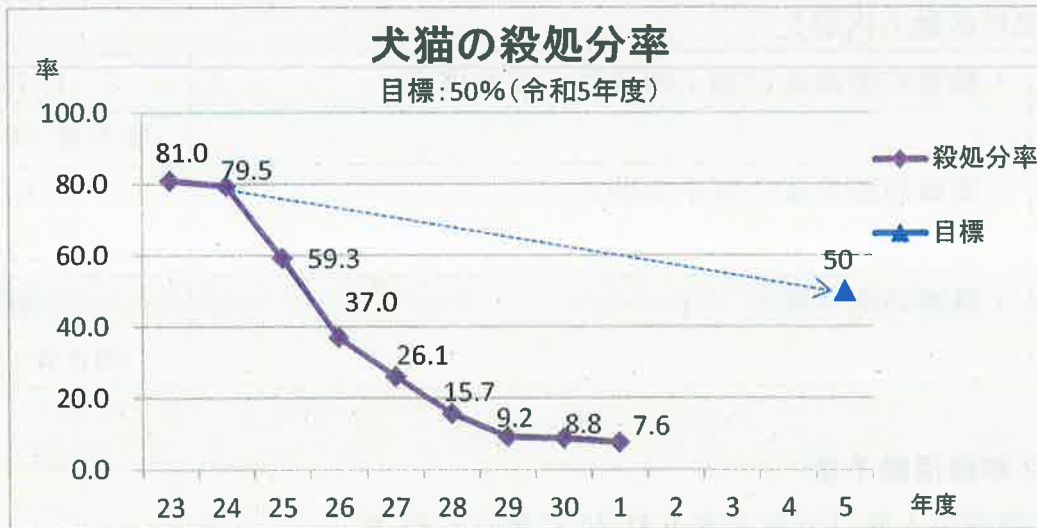
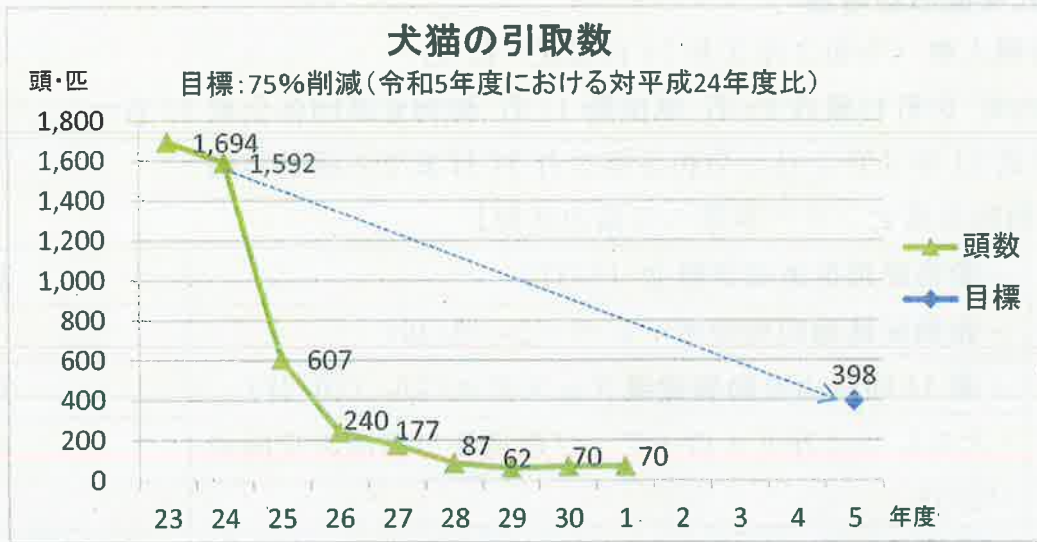
(3) 動物愛護週間街頭キャンペーン（9月18日(金)）

(4) 第15回動物愛護フェスティバル（10月25日(日)）

(5) 犬のしつけ方フォローアップ教室・譲渡犬交流会（3月中旬予定）

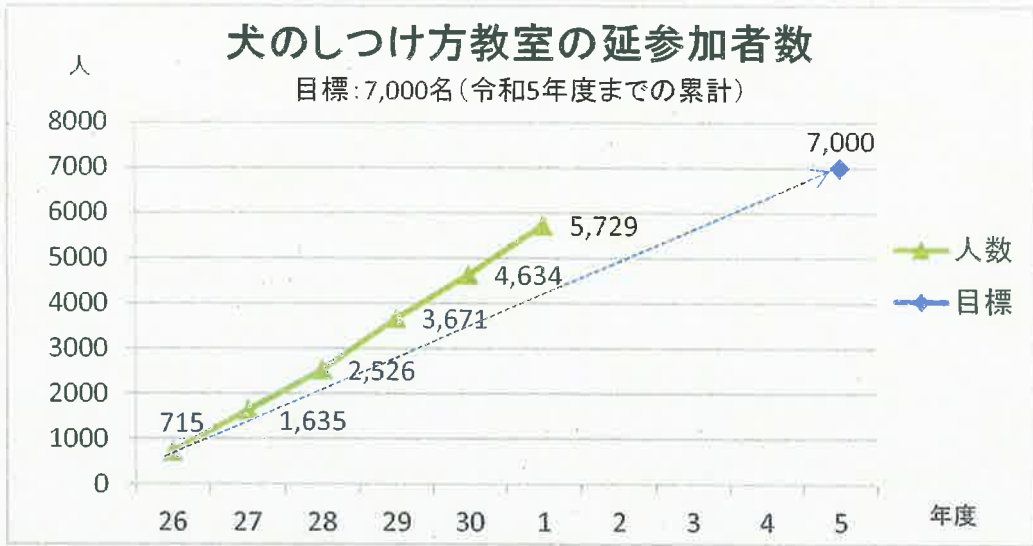
(6) 動物ふれあい教室、しつけ方教室、その他独自の活動

議事(3) 岡山県動物愛護管理推進計画の現状について
(岡山市・倉敷市分を含む)



犬のしつけ方教室の延参加者数

目標: 7,000名(令和5年度までの累計)



動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

(令和元年6月19日公布、令和2年6月1日施行)

改正法提出の背景

・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定
特に以下については必要な検討を行うことを規定

- ①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）
- ②マイクロチップの装着の義務づけ



動物取扱業のさらなる適正化
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

改正法の主な内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物同士の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合等を規定

5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ①保健所等における殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④施行後5年を目的に必要措置を講ずる検討条項

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に 推進するための基本的な指針の改正について（概要）

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

「人と動物の共生する社会」の実現に向けた将来ビジョンをどの様に形成していくのかについて、中長期的な観点から基本的な考え方と方針を記載

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

- (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進
 - ・ 目指す社会の姿や動物の取扱いに関する行為規範の在り方について中長期的に検討
- (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
 - ・ EBPM (Evidence based Policy making) の考え方に基づく総合的体系的な取組
- (3) 関係者間の協働関係の構築
 - ・ 多様な主体の連携・協働の進め方と、社会課題の同時解決を図る視点

2 施策別の取組

- (1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成
 - ・ 社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進
 - ・ 殺処分数の3区分の考え方に基づき、犬及び猫の殺処分数の削減を戦略的に推進
 - ・ 虐待の通報が獣医師に義務づけられたことの周知徹底
- (3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害や迷惑問題の防止
 - ・ 地域猫活動の在り方
 - ・ 多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するため、福祉部局等との連携強化
 - ・ 特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止
- (4) 所有明示（個体識別）措置の推進
 - ・ 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等の義務化
 - ・ 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップ等所有者明示措置の必要性の啓発
- (5) 動物取扱業の適正化
 - ・ 動物取扱業者に対する周知や指導及び監視の強化
- (6) 実験動物の適正な取扱いの推進
 - ・ 「3Rの原則」、飼養保管等基準の周知及び遵守の関係機関への徹底
- (7) 産業動物の適正な取扱いの推進
 - ・ 地方公共団体における畜産部局等との連携強化（アニマルウェルフェア）
- (8) 災害対策
 - ・ 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置づけの明確化、ペットの一時預り、ペット連れ被災者への避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応等に係る必要な体制整備
- (9) 人材育成
- (10) 調査研究の推進
 - ・ 動物虐待等の該当性についての客観的な判断に資するよう、事例、罰則の適用状況、科学的知見等の集積及びそれらの分析・評価

第3 動物愛護管理推進計画の策定について

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間